

保護観察所と居住支援法人の連携による刑務所出所者等の住まい確保支援

保護観察所



居住支援法人



貸主



③協力依頼、個人情報の提供



(再犯しないよう面接して指導)
(生活指導、必要に応じて援助)

① 居住支援について説明、
支援を受ける希望の意思、
個人情報提供の同意の確認

(生活状況の報告・相談)
② 支援を受ける希望
個人情報提供の同意

④相談

⑤物件の紹介・
入居後の見守り (必要に応じて)

刑務所出所者等というだけではなく、高齢や障害
といった複合的な問題を抱えるケースが多い

刑務所出所者等

- 刑務所出所者等とは・・・
- 保護観察対象者 (仮釈放者、
保護観察付執行猶予者など)
- 満期釈放されて更生緊急保護
を申し出た者 (保護観察なし)
など



物件が借りられるか不安、入居後の生活が心配 ※1

- ・ 犯罪歴や受刑歴があることがわかると、入居を断られるのではないかと不安。
- ・ 保証人や緊急連絡先となってくれる家族や知人、身近な相談相手がいない。
- ・ 希望している条件に合った物件が見つからない。
- ・ 収入が不安定で、貯金も少ないので、安い物件を借りたい。
- ・ 勤務先に近い場所や病院に通院しやすい場所にある物件を借りたい。
- ・ 一人で生活したときに、家事やお金のやりくりが自分でできるか不安。

空室はあるが、負担やリスクは避けたい

- ・ 契約には保証人や緊急連絡先が必要
- ・ 家賃滞納や無断退去が起きないか心配
- ・ ゴミの分別などルールが守られるか心配
- ・ 他の入居者や近隣とのトラブルを起こさないか心配
- ・ 万が一の事故や孤独死が心配
- ・ 遺品整理や片付けなど退去時の原状回復が心配

相談例



刑務所出所後、家族や知人を頼ることができない。
・ 更生保護施設 (※2) や自立準備ホーム (※3) に入所したけれど、○か月以内に家を見つけられない
・ 協力雇用主の元で就労が決まったけれど、寮や借り上げアパートがないため自分でアパートを借りられない



保護観察中に、転居の必要が発生した。
・ いつまでも親元や知人宅にいる訳にいかないため、家を探して単身生活がしたい
・ 住んでいるアパートが取り壊し予定であるが、転居先がなかなか見つけれない

※1 2018年度 (平成30年度) に更生保護施設職員等に対して、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因についてアンケートを行ったところ、賃貸契約時の連帯保証人の確保や経済基盤の問題等が挙げられています (令和3年版再犯防止推進白書)。
※2 更生保護施設とは、更生保護施設等刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。東京都内の更生保護施設は19か所です (令和4年4月現在)。
※3 保護観察所長が、あらかじめ登録されたNPO法人等に対し、刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼んでいます。
※4 更生保護施設の在所期間は、3月未満の者が50.9%、3月以上6月未満の者が37.2%。平均在所日数は79.7日で、退所先については借家 (32.6%)、就業先 (18.3%) 等となっています (令和3年版犯罪白書)。

【お問い合わせ先】
東京保護観察所社会復帰対策班
TEL 03-3597-0137 (直通)